

○東京藝術大学ジュニア・アカデミー細則

〔平成29年6月8日〕  
教授会決定

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部早期教育リサーチセンター内規第6条第3号の規定に基づき、東京藝術大学ジュニア・アカデミー（以下「アカデミー」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 アカデミーに、アカデミー講師及びその他必要な職員を置くことができる。

(校長)

第3条 アカデミーに、アカデミー校長（以下「校長」という。）を置き、音楽学部長が指名する者をもって充てる。

2 校長の任期は3年とする。ただし、校長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長は、アカデミーの業務を統括する。

(運営委員会)

第4条 アカデミーの企画・運営に関する重要な事項を審議するため、ジュニア・アカデミー運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) アカデミーの授業計画に関すること
- (2) アカデミーの運営に関すること
- (3) その他、委員会が必要と認めること

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) アカデミー講師
- (3) 早期教育リサーチセンター専任教員、特任教員
- (4) その他、校長が必要と認めた者

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、早期教育リサーチセンターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるものの他、アカデミー及び委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。